平成２１年（フ）第４２２号
青森市大字石江字三好161番地２　ウエストヴァンヴェール103号
債務者　岡田　牧子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０３８号
愛知県日進市藤枝町前田55番地
債務者　有安　実希（旧姓有地）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１１８３号
千葉県山武市成東2171番地１　Ｎプレイス参番館111
破産者　伊庭　克行
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１４８３号
仙台市宮城野区鶴巻１丁目21番38号
破産者　株式会社コーエー流通
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１７年（フ）第９０８６号
千葉県八千代市大和田新田76番地46
破産者　岡村建設不動産株式会社
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１４０７号
千葉県船橋市二和東３丁目１番５号
破産者　有限会社ヨシケイカサマツ
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１４０８号
千葉県印西市木刈４丁目11番地２、破産手続開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９丁目７番43号
破産者　笠松　岑生
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３００号
千葉市緑区あすみが丘９丁目１番地30
破産者　宮崎　純子
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３４３号
千葉市美浜区稲毛海岸３丁目３番１棟501号
破産者　渡邊　晃一
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４５９号
千葉市緑区誉田町１―45―２　千葉リハビリテーションセンター更生園、住民票上の住所千葉県山武市日向台22番地３
破産者　千葉研次郎
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５０３号
東京都昭島市武蔵野３丁目３番４―123号
破産者　邦進有限会社
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５０４号
東京都武蔵村山市大南３丁目93番地の６鈴忠第二マンション202号
破産者　木下　進一
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３１号
福井県敦賀市新和町２丁目19番10号
破産者　有限会社笹田商店
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第３２号
福井県敦賀市新和町２丁目19番10号
破産者　有限会社チェリーストアー
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２０年（フ）第６４１号
愛知県小牧市常普請１丁目108番地
破産者　株式会社サンヨー不動産
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０１５号
名古屋市南区西又兵ヱ町１丁目25番地の５
破産者　株式会社朋栄設備
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１７１号
愛知県春日井市鳥居松町６丁目29番１
破産者　株式会社ターラー
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６９０号
大分市大字横尾871番地
破産者　三建工業株式会社
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１６０１号
札幌市東区北26条東19丁目３番９号
破産者　有限会社オーケーコーポレーション
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２４３号
岐阜県土岐市駄知町1240番地の６、開始決定時の住所岐阜県恵那市岩村町富田3031番地の102
破産者　山本　豊子
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第４９号
岐阜県中津川市中津川3214番地の３
破産者　松岡武男こと　姜　　武男
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部